

アジア各地で家畜伝染病継続発生中

飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします！

現在、中国、ロシア、ミャンマー等では口蹄疫が、ベトナム、中国、韓国等ではASF(アフリカ豚コレラ)が発生しています。

また、国内ではCSF(豚コレラ)の継続的な発生、野鳥からの低病原性鶏インフルエンザウイルスの検出等、農場に家畜伝染病の侵入リスクが高い状況です。

年末年始や春節を迎えることで、人や物の動きが活発になり、家畜伝染病の侵入リスクが一層高くなります。

侵入を予防するためには、家畜・家きんの所有者が自分の農場を自分で守るという意識で適切な飼養衛生管理を徹底することが重要です。

1 適切な衛生管理区域の設定

畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の作業に関連する全てを衛生管理区域とすること

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせない

外部から立ち入る者が家畜に接触する機会を減らすため、出入口を最小限とし、看板等を設置すること。立ち入る車両、人の手指・靴底の消毒を徹底すること

3 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用を徹底すること

4 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域外で使用していた器具や重機等は、十分な水洗と消毒を行った後、区域内へ持ち込むこと。畜舎等施設の清掃、消毒を定期的に行うこと。

5 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、基本的に衛生管理区域に立ち入らせないこと

6 野生動物等からの病原体の侵入防止

周辺の除草等により、野生動物が接近しにくい環境とし、農場周辺への電柵設置、畜舎や堆肥舎における防鳥ネット設置、畜舎破損の修繕など、野生動物の侵入を防止すること。

7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、家畜伝染病を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

8 飼養管理の記録の保管

飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

お問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間・土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018 または090-5568-0817